## 広島県告示第千十九号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

在 地 広島県福山市加茂町八軒屋地内  一二) 崩壊  一二) り崩壊  一二) カーニー) カーニー) カーニー) カーニー) カーニーン カ	〇 片 五 側	区		所	
□ 上 広島県福山市加茂町八軒屋地内		域 の タ		在	
「		称		地	
計画の   次の図のとおり   八軒屋地内   上砂災害   大側(五二   急傾斜地の   次の図のとおり   八軒屋地内   上砂災害   大側(五二   急傾斜地の   次の図のとおり   上砂災害   一定める   大側(五二   急傾斜地の   次の図のとおり   上砂災害   一定める事が必得における   上砂災害   上砂災害   上砂災害   一定める事が必得における   上砂災害   上砂災   上砂災害   上砂災   上砂災害   上砂災	崩急灾傾			広島	
● 次の図のとおり	斜	煙 現 な 生 災		県福	
次の図のとおり ()五―二) 崩壊 (次の図のとおり ()五―二) 崩壊 () 変 ()	0	類 象 る 原 害 		山市	
上砂災害特別警戒区域の名称   上砂災害特別警戒区域の名称   上砂災害   大側(五二 急傾斜地の を生原	次の	表 区		加	
上砂災害特別警戒区域の名称   上砂災害特別警戒区域の名称   上砂災害   大側(五二 急傾斜地の を生原	図の	域	区	行八	
上 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域の名称 区域の名称 因となる 土砂災害 第九条第二項 自然現象 一 一 一 一 一 急傾斜地の かの図のとおり 崩壊 かの図のとおり がの図のとおり	とおり	示 の	域	軒屋	
土砂災害特別警戒区域の名称   大砂災害特別警戒区域の名称   大砂災害   大の図のとおり   大の図ののとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図のとおり   大の図ののとおり   大の図のとおり   大の図ののとおり   大の図のとより   大の図のののののとおり   大の図のののののとより   大の図ののとより   大の図ののののののののののののとより   大の図のののののののののののののののののののののののののののののののののの				地内	
一	五. 側	区 域	+:		
第一年	三五	名 称			
科地の 類			災		
料地の	期 短 傾	分し及び	害		
次 号三律の土戒定第区 警	地	埋現な生災	特		
の 学 年施推砂区す九域 図 で政行進災域る条の 成 定令令に害等土第表 め第(関防に砂ニ示 め る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 域					
事十成る対け害にび	次の	一年施推砂区す九域			
事十成る対け害にび	凶のレ	定令令に害等土第表			
事十成る対け害にび	こおり				
			坎		

東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 各区域について、「次の図」は、省略し、 その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県